

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	福島県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則	一四
告示	家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件八件	一四
	森林病虫害等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件二件	一四
	保安林の指定をする予定である旨通知があった件	一四
	保安林の指定をする予定である件	一四
	保安林の指定をする件	一四
	道路の区域を変更する件四件	一四
	道路の供用を開始する件二件	一四
	都市計画事業の事業計画の変更を示す件	一五
公告	一般競争入札を行う件三件	一五
	産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件	一五
	障害者自立支援法による指定相談支援事業者を指定した件	一五
	土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	一五
	建設業法の規定により建設業の許可を取り消した件	一五
	福島県選挙管理委員会	一五
	選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	一五
認可した件		一五

規 則

福島県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月十日

福島県規則第十一号

福島県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

福島県内水面漁業調整規則(昭和四十一年福島県規則第三十四号)の一部を次のよう

福島県知事 佐藤 雄平

に改正する。

第三条及び第十条第二項中「原町市」を「南相馬市」に改める。

第二十九条の表幹川真野川の項中「相馬郡鹿島町」を「南相馬市」に改め、同表幹川新田川の項及び幹川太田川の項中「原町市」を「南相馬市」に改め、同表幹川井出川の項中「町道本釜橋」を「県道本釜橋」に改め、同表幹川夏井川の項中「市道新舞子橋」を「県道磐城舞子橋」に改め、同表幹川鮫川の項中「常磐共同火力発電株式会社勿来発電所」を「常磐共同火力株式会社勿来発電所」に改め、同表阿武隈川右支川北須川の項中「農林省東北農政局母畑開拓建設事業所千五沢堰堤」を「千五沢堰堤」に、「同堰堤」を「同堰堤」に、「石川町上水道取水堰堤」を「石川町上水道取水堰堤」に改め、同表幹川阿賀川の項中「東北電力株式会社上野尻発電所堰堤」を「東北電力株式会社上野尻発電所堰堤」に、「東北電力株式会社山郷発電所堰堤」を「東北電力株式会社山郷発電所堰堤」に、「耶麻郡高郷村」を「喜多方市」に、「東北電力株式会社新郷発電所堰堤」を「東北電力株式会社新郷発電所堰堤」に改め、同表阿賀川左支川只見川の項中「東北電力株式会社柳津発電所堰堤」を「東北電力株式会社柳津発電所堰堤」に、「東北電力株式会社宮下発電所堰堤」に、「東北電力株式会社宮下発電所堰堤」を「東北電力株式会社宮下発電所堰堤」に、「東北電力株式会社本名発電所堰堤」を「東北電力株式会社本名発電所堰堤」に、「東北電力株式会社上田発電所堰堤」を「東北電力株式会社上田発電所堰堤」に、「電源開発株式会社田子倉発電所堰堤」を「電源開発株式会社田子倉発電所堰堤」に、「電源開発株式会社田子倉発電所堰堤」を「電源開発株式会社田子倉発電所堰堤」に、「同堰堤」を「同堰堤」に、「電源開発株式会社大鳥発電所堰堤」を「電源開発株式会社大鳥発電所堰堤」に改める。

第三十条の表幹川真野川の項中「相馬郡鹿島町」を「南相馬市」に、「同町地内町道薬師堂橋」を「同市地内町道薬師堂橋」に改め、同表幹川新田川の項中「原町市」を「南相馬市」に改め、同表幹川富岡川の項中「門口下流堰」を「門口下流堰」に改め、同表幹川井出川の項中「町道本釜橋」を「県道本釜橋」に改め、同表幹川鮫川の項中「福島県いわき工業用水道事務所沼部ポンプ場取水堰」を「福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場取水堰」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(水産課)

告 示

福島県告示第四百四十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 実施の目的
牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の発生の予防
- 二 実施する区域

- 1 福島市（飯野町の区域に限る。）、二本松市（油井、智恵子の森一丁目、智恵子の森二丁目、智恵子の森三丁目、智恵子の森四丁目、智恵子の森五丁目、米沢、渋川、上川崎、小沢、下川崎、吉倉、小浜、成田、上太田、西勝田、上長折、下長折、杉沢、田沢、百目木、長折、西新殿、初森、東新殿、茂原、太田、木幡、戸沢及び針道の区域に限る。）、伊達市（霊山町の区域を除く。）、本宮市（稲沢、白岩、長屋、糠沢、松沢及び和田の区域に限る。）、桑折町、国見町、郡山市（熱海町及び中田町の区域に限る。）、須賀川市、鏡石町、白河市（東の区域に限る。）、泉崎村、矢祭町、塙町、鮫川村、喜多方市（塩川町の区域に限る。）、三島町、会津美里町（荻窪の区域に限る。）、南相馬市（小高区の区域に限る。）、葛尾村、飯館村及びいわき市（平、内郷、四倉町、好間町及び三和町の区域に限る。）の各区域
- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの
- 2 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に検査を受けた雌牛を除く。）
- 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 4 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

- 四 実施の期日
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十一年三月十日

- 一 実施の目的

福島県知事 佐藤 雄 平

- 二 実施する区域
馬伝染性貧血の発生の予防

県下一円

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
生後百八十日以上以上の馬であつて、過去一年の間に一の目的に係る検査を受けていないものうち次に掲げるもの
- 1 家畜市場に出場する軽種馬
- 2 県外に移出する馬
- 3 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 4 放牧している馬又は放牧しようとする馬
- 5 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 6 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の規定による競馬に出場する馬
- 7 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

- 四 実施の期日
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

- 五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

福島県告示第百四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 実施の目的
馬伝染性子宮炎の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 1 交配のため県外に移出する馬
- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬
- 四 実施の期日
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
臨床検査及び細菌検査

（畜産課）

福島県告示第百四十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十一年三月十日

- 一 実施の目的

（畜産課）

- 二 実施する区域
馬伝染性貧血の発生の予防

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 実施の目的
鶏の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・ブローラムによるものに限る。）の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及び種鶏候補鶏
- 四 実施の期日
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
急速凝集反応法

（畜産課）

福島県告示第百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 実施の目的
みつばちの腐蛆病の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
みつばち
- 四 実施の期日
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
肉眼的検査及び細菌学的検査

（畜産課）

福島県告示第百四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 実施の目的
ブルータンゲ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
越夏していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であって、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの
- 四 実施の期日
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査（中和試験及びゲル内沈降反応）

（畜産課）

福島県告示第百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生の予察
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を百羽以上（だちようにあつては十羽以上。）飼養している箇所であつて福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上
- 四 実施の期日
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応）

（畜産課）

福島県告示第百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百五十二号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 区域及び期間

1 区域 福島県一円

2 期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパー）により破砕する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。）を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

（森林整備課）

福島県告示第百五十三号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）以下「法」という。）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 区域及び期間

1 区域

会津若松市、郡山市（湖南町の区域に限る。）、喜多方市、田村市、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡会津美里町、東白川郡鮫川村、石川郡平田村、同郡古殿町、田村郡小野町、双葉郡川内村、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村

2 期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤により防除し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1に掲げる区域の特定森林（法第二条第三項に規定する特定森林をいう。以下同じ。）において松くい虫の被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の1に掲げる区域及びその周辺の区域の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員（法第十一条に規定する森林害虫防除員をいう。以下同じ。）の指示に従うこと。
2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに当該措置に係る樹木の所在する市町村の長を経由して所轄の福島県農林事務所長にその旨を届け出ること。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。
3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに当該措置に係る樹木の所在する市町村の長を経由して所轄の福島県農林事務所長に提出すること。
4 知事は、3に係る申請書の提出があつたときは、三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。

- 5 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が一の二に掲げる期間内に三に掲げる処置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 6 知事は、5の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分に相当する額をその者から徴収することがある。

(森林整備課)

福島県告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

田村郡小野町大字和名田（国有林）・大字湯沢・大字夏井・大字南田原井・大字浮金・大字吉野辺・大字小野山神（以上六大字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字和名田（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(治山対策課)

福島県告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

- 二 指定の目的
- 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (治山対策課)

福島県告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林の所在場所

双葉郡川内村大字上川内字西迎二一八の一、字台九の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(治山対策課)

福島県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木道路総室道路計画

課及び福島県北建設事務所で平成二十一年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道月館川俣線	伊達郡川俣町大字羽田字笛吹田六番二地先から 同 郡同 町大字羽田字八幡丁三三番一地先まで	変更前	A 四・三〇 一〇・九	一九八・〇
	伊達郡川俣町大字羽田字笛吹田六番二地先から 同 郡同 町大字羽田字八幡丁三三番一地先まで	変更後	A 四・三〇 一〇・九	一九八・〇
	伊達郡川俣町大字羽田字塚ノ越一七番一地先から 同 郡同 町大字羽田字八幡丁三三番一地先まで		B 七・〇〇 二六・〇	三三〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十一年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)

課及び福島県北建設事務所で平成二十一年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月十日

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道福島保原線	伊達市保原町上保原字上ノ原七番一地先から 同 市保原町上保原字観音前四番三地先まで	変更前	一〇・五〇 一八・〇	二二六・五
	伊達市保原町上保原字上ノ原七番一地先から 同 市保原町上保原字観音前四番三地先まで	変更後	一一・〇〇 三六・二	二二六・五

(道路計画課)

福島県告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十一年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道猪苗代湖南線	郡山市湖南町浜路字稲宝二〇二五番二地先から 同 市湖南町浜路字前田六七番地先まで	変更前	一〇・〇〇 一六・〇	六五〇・〇
	郡山市湖南町浜路字稲宝二〇二五番二地先から 同 市湖南町浜路字前田六七番地先まで	変更後	一七・〇〇 二二・〇	六五〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十一年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道田村安積線	郡山市田村町正直字西一〇四番四地先から	変更前	八・〇〇 一一・〇	三二五・八
	郡山市田村町正直字西一〇四番四地先から	変更後	八・〇〇 一一・〇	三二五・八

同 市田村町御代田字 上江六番一地先まで	変更後	一〇・六 一七・四	三二五・八
-------------------------	-----	--------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十一年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道猪苗代湖南線	郡山市湖南町浜路字稲玉二〇二五番一地从り 同 市湖南町浜路字前田六七番地先まで	平成二十二年三月 一〇日

(道路計画課)

福島県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十一年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道田村安積線	郡山市田村町正直字南一四番一地从り 同 市田村町正直字南一七番一地从り先まで	平成二十二年三月 一〇日

(道路計画課)

福島県告示第百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十一年三月十日

- 一 施行者の名称 浅川町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 石川都市計画下水道事業(浅川町特定環境保全公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 平成二十二年十月十日
- 四 事業施行期間 平成二十二年十月十日から平成二十六年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画を認可した件(平成二十二年福島県告示第七百八十二号)の事業地に石川郡浅川町大字東大畑字大名大塚並びに大字箕輪字大代及び字山敷田の各一部の区域を加える。

福島県知事 佐藤 雄 平

同事業地のうち同町大字浅川字月斉、字月斉陣場、字背戸谷地及び字大明塚並びに大字東大畑字新町、字裏門及び字金田の各一部の区域を変更する。
同事業地のうち同町大字浅川字本町西裏の一部の区域を全部の区域に改める。

使用の部分 なし

(下水道課)

公 告

公告第百八号

福島県税務システムに係る調定等データ作成業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十一年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。
平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

1 件名及び予定数量 福島県税務システムに係る調定等データ作成業務

(一) 不動産取得税調定データ 二五、〇〇〇件

(二) 自動車二税A調定データ 一七八、〇〇〇件

(三) 自動車二税B調定データ 一五四、〇〇〇件

(四) 県民税利子割等調定データ 一九、〇〇〇件

(五) 軽油流通情報管理システムエントリーデータ 一三六、〇〇〇件

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

4 納入場所 福島県庁(福島県福島市杉妻町二番十六号)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 財団法人日本情報処理開発協会が管理する個人情報取扱いに関する認定制度による「プライバシーマーク」を取得している者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出期間 平成二十一年三月十日（火）から同月十七日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで

2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県総務部財務総室税務システム課
電話〇二四―五二一―七七三二

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年三月十七日（火）午後五時三十分まで必着とする。

四 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

1 配布期間 平成二十一年三月十日（火）から同月十六日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで

2 配布場所 三の2に掲げる場所に同じ。

3 その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙百枚が入る程度の大きさで、五百八十四分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、三の2に掲げる場所まで、平成二十一年三月十六日（月）午後五時三十分まで必着で請求すること。

五 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成二十一年三月二十七日（金）午前十時

2 場所 福島県自治会館八階八〇二会議室（福島県福島市中町八番二号）

六 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十一年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

九 その他

1 入札方法 入札書には、一の1の(一)から(五)までに掲げる項目ごとの単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、入札書に記載された金額の内訳として、一の1の(一)から(五)までに掲げる項目ごとの単価及び当該単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額を記載すること。

おつて、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（税務システム課）

公告第九号

福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘、圧着等に関する業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

1 件名及び予定数量 福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘、

圧着等に関する業務

(一) 印字 A

(二) 印字 B

(三) 封入封緘業務

一、六三九、四〇〇件

一〇三、八二〇件

一、三九七、九二〇件

- (四) 同時封入物封入業務
- (五) 圧着業務
- (六) 裁断業務(封入封緘のある帳票)
- (七) 裁断業務(封入封緘のない帳票)
- 1 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 2 納入期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
 - 3 納入場所 福島県庁(福島県福島市杉妻町二番十六号)
 - 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
 - 2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - 3 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二十二号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - 4 財団法人日本情報処理開発協会が管理する個人情報報の取扱いに関する認定制度による「プライバシーマーク」を取得している者であること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 1 提出期間 平成二十一年三月十日(火)から同月十七日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで
 - 2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県総務部財務総室税務システム課
電話〇二四―五二―七七三二
 - 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年三月十七日(火)午後五時三十分まで必着とする。
- 四 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- 1 配布期間 平成二十一年三月十日(火)から同月十六日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで
 - 2 配布場所 三の2に掲げる場所に同じ。
 - 3 その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙二百枚が入る程度の大きさで、五百八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、三の2に掲げる場所まで、平成二十一年三月十六日(月)午後

- 五時三十分まで必着で請求すること。
- 五 入札及び開札の日時及び場所
 - 1 日時 平成二十一年三月二十七日(金) 午前十時三十分
 - 2 場所 福島県自治会館八階八〇二会議室(福島県福島市中町八番二号)
 - 3 その他 郵便による入札は、認めない。
 - 六 入札保証金及び契約保証金
 - 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - 七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
 - 八 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十一年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
 - 九 その他
 - 1 入札方法 入札書には、一の1の(イ)から(エ)までに掲げる項目ごとの単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額の合計額を記載すること。
なお、入札書に記載された金額の内訳として、一の1の(イ)から(エ)までに掲げる項目ごとの単価及び当該単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額を記載すること。
おつて、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 3 契約書作成の要否 要
 - 4 その他 詳細は、入札説明書による。
- (税務システム課)
- 公告第110号
- WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県大気汚染常時監視システムの貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項

の規定により公告する。

平成21年3月10日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県大気汚染常時監視システム 一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成21年10月1日から平成28年9月30日まで
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品を国、地方公共団体等へ販売し、又は貸与した実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (5) 当該物品に係る保守、修理及び部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格等確認申請書に2の(3)から(5)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

 - (1) 提出場所 郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県生活環境部環境保全総室水・大気環境課
電話024-521-7261
 - (2) 提出期間 平成21年3月17日（火）から同年4月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年3月20日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで
 - (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成21年4月3日（金）午後5時30分まで必着とする。
- 4 入札説明書等の配布

次により入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

 - (1) 配布期間 平成21年3月10日（火）から同年4月2日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年3月20日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで
 - (2) 配布場所 3の(1)に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚程度が入る大きさで、240円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同

封のうえ、平成21年4月2日（木）午後5時30分までに3の(1)に掲げる場所まで請求すること。

- 5 入札説明会の日時及び場所
 - (1) 日時 平成21年3月17日（火）午前10時
 - (2) 場所 福島県庁本庁舎5階正庁（福島県福島市杉妻町2番16号）
- 6 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日時 平成21年4月20日（月）午後1時30分
 - (2) 場所 福島県自治会館4階402会議室（福島県福島市中町8番2号）
 - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成21年4月17日（金）午後5時30分までに3の(1)に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場において、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- 8 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 11 その他
 - (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be leased : Equipments for the Air Pollution Remote Monitoring System 1 set (including adjustment & maintenance services)
 - (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m.,20 April 2009

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m.,17 April 2009
 (4) Contact point for the notice : Water & Air Environment Division , Social Affairs & Environment Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma -cho, Fukushima - shi, Fukushima, 960-8670, Japan TEL 024-521-7261
 (水・大気環境課)

公告第百十一号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事前計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。
 平成二十一年三月十日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社吉川油脂 代表取締役 吉川 勲
栃木県佐野市飛駒町三八四五番地三
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県本宮市本宮字下台地内
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
産業廃棄物指定処理施設（廃油及び動植物性残さの加温固液分離施設）
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
廃油及び動植物性残さの加温固液分離施設 二九・八八トン毎日（八時間）
（産業廃棄物課）

公告第百十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。
 平成二十一年三月十日

福島県知事 佐 藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
相談支援事業所 とわーく	郡山市横塚三丁目四一 二一	社会福祉法人 ほっと福社記念会	郡山市横塚三丁目四一 二一	平成二十二年 三月一日	相談支援	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

（障がい福祉課）

公告第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
 平成二十一年三月十日

福島県知事 佐 藤 雄 平

土地改良区の名称

郡山市田母神土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 須藤 幹雄

住所

郡山市田村町田母神字姉屋二二三番地

（農村計画課）

公告第百十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分をしたので次のとおり公告する。
 平成二十一年三月十日

福島県知事 佐 藤 雄 平

一 処分をした年月日 平成二十一年二月二十七日

二 被処分者

1 商号又は名称 有限会社梅沢建設

2 主たる営業所の所在地 二本松市郭内四丁目二百八十四番地一

3 代表者の氏名 梅澤 秀之

4 許可番号 福島県知事許可（般一九）第二八〇七九号

三 処分の内容 福島県知事許可（般一九）第二八〇七九号
 事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実 有限会社梅沢建設は、経営業務の管理責任者となつていた者が、平成十九年二月六日に役員を辞任し、建設業法第七条第一号に掲げる基準を満たさなくなった。このことは、同法第二十九条第一項第一号に該当する。
 （技術管理課建設産業室）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十

一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十一年三月二日現在において、次のとおりである。

平成二十一年三月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三三、三五五
 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 三四四、六二三

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区	得票数	選挙区	得票数
伊達郡	二九、九一八	福島市	七八、八四七
安達郡	一八、二九八	会津若松市	三一、七〇三
岩瀬郡	八、五四〇	郡山市	八九、〇二三
南会津郡	八、八三三	いわき市	九四、九七二
耶麻郡	一四、一三五	白河市	一二、六五八
河沼郡	九、三九四	原町市	一二、七五〇
大沼郡	八、六三一	須賀川市	一八、〇二三
西白河郡	一八、〇五〇	喜多方市	九、二三八
東白川郡	九、八六一	相馬市	一〇、四一九
石川郡	一二、四七五	二本松市	九、一六七
田村郡	二〇、〇八四		
双葉郡	一九、九六四		
相馬郡	一〇、九三七		